

第2章 高齢者保健福祉施策

第1節 生涯現役社会づくりの推進

高齢者が、生きがいを持って充実した生活を送れるよう、自らが持つ豊かな知識や経験、技能を活かしていきいきと活躍できる生涯現役社会づくりが求められています。

地域社会の担い手として、地域づくりやボランティア活動、さらには起業活動など、生きがいを持ちながら積極的かつ有意義な人生を送れるよう、社会参加活動を支援するとともに、老人クラブ等への活動支援などにより、活力あるまちづくりを推進します。

1 生きがいづくりの推進

高齢者が生きがいをもってさまざまな活動に参加することは、介護予防の観点からも有効です。

高齢になっても、趣味や学習、スポーツ、レクリエーションなどを通じて、生きがいを持って充実した生活を送れるように支援するとともに、身近な地域の居場所づくりや世代を超えた交流を促進します。

(1) 生涯学習・生涯スポーツの推進

ア 生涯学習サポートバンク

市民の生涯学習活動を支援するため、生涯学習の各分野における指導者、団体、サークル等を登録し、自発的な学習を行おうとする市民に適切な情報を提供します。

趣味や特技を活かして活動したい人や団体等と、これから何か学習を始めようと考えている人を紡ぎ、いつでも、どこでも、だれでも学べる環境づくりを支援していきます。

参考**生涯学習サポートバンク登録状況**

区分/年度	24	25
個人登録	127人	121人
団体登録	154団体	149団体

イ ことぶき教室

趣味や教養の向上のための学習機会を提供することにより、社会情勢の変化に適合することを目指した生きがい活動の一部として実施しています。また世代間の交流も図り、地域の伝統等を継承していく機会としても重要な事業です。

現状・課題

開催実績は、各年度における計画値200回/年に対し、平成24年度で196回/年、平成25年度で168回/年、平成26年度で160回/年と、やや計画値を下回っていますが、定期的に開催されています。

学習活動のテーマは、健康に関することや年金、介護保険、医療制度など身近な暮らしに関するところをはじめ、郷土史や環境問題など幅広く、専門家を招いての講演会や研修会の開催も行っています。

ことぶき教室の実績

(単位:回/年)

区分/年度	24	25	26	
開催回数	第5期計画値	200	200	200
	実績	196	168	160
	対計画比	98.0%	84.0%	80.0%

計画

毎年安定した開催を継続しており、今後も、生涯学習をはじめとした社会参加や生きがいづくりに係る事業の活用を図りながら、より多くの高齢者の参加を促進し、高齢者の多様な社会参加を支援します。

ことぶき教室の見込み

(単位:回/年)

区分/年度	27	28	29
開催回数	200	200	200

ウ 高年者生きがいセミナー

概ね60歳以上の方を対象とし、知識や教養、地域への関心などを深め、自立し活躍し続けるために、一般教養や健康、社会福祉、文化などについて年間を通じて学ぶことができる講座です。

市民のニーズに応えながら幅広い分野に関心が持てるよう、講座を構成しています。

参考

高年者生きがいセミナー実施状況

区分/年度	24	25	26
講 座 回 数	7回	7回	7回
受 講 者 数 (延 人 数)	392人	264人	245人

エ 各種スポーツ

スポーツは、年齢や性別を問わず、誰もが楽しみ、関わるものであり、健康づくりや体力づくりに限らず、地域コミュニティの活性化など様々な効果をもたらします。

近年、スポーツに対する市民意識が高まりつつある中、それぞれのライフステージでスポーツに関わることができる環境づくりが求められています。

高齢期においては、自らの社会生活に必要な運動機能の維持と体力保持のためにスポーツを継続的に実践することが有効であり、またスポーツを通じて交流機会の場を持つことは、生きがいのある充実した生活につながります。

本市では、気軽にスポーツを体験できるよう各種大会やスポーツ教室等を実施しており、幅広い市民が参加しています。今後も、地域や様々な機関と連携を図りながら、市民一人ひとりが、それぞれのライフステージで、いつでもどこでもスポーツに主体的に親しみ、いつまでも社会生活を維持できる環境づくりに努めます。

(2) 交流活動の推進

ア ふれあいランチ支援事業

児童生徒と地域の高齢者等が、地元の食材を使った学校給食と一緒に食べながら交流し、食育の推進を図る事業です。

現状・課題

実施する学校の規模により参加者数は変化しています。参加者には好評のため、より多くの小中学校で実施できるよう、事業の必要性について啓発していく必要があります。

ふれあいランチ支援事業の実績

(単位:人/年)

区分/年度		24	25	26
ふれあいランチ参加者数	児童生徒	183	576	361
	地域住民	80	201	151

計画

学校・家庭・地域が連携を強化し、より多くの参加が得られるよう、事業の推進を図ります。

ふれあいランチ支援事業の見込み

(単位:人/年)

区分/年度		27	28	29
ふれあいランチ参加者数	児童生徒	420	480	540
	地域住民	170	200	230

イ 世代間交流事業

地域の高齢者が、中学生リーダーやサンホームの利用児童との交流を通じて、自らが有する知識や経験、技術を生かし、教育支援や地域の伝統文化の継承などを行っています。

高齢者との交流による子どもたちの豊かな心の成長につながるだけでなく、高齢者の生きがいづくりにもつながっています。

核家族化等により、家庭での世代間の交わりが減少しつつある今日において

は、意図的に世代間交流の場を設けることも必要であり、今後も継続して実施していきます。

参考

世代間交流事業実施状況

区分/年度	24	25
開催回数	23回	16回

ウ 憩いの家の活用

憩いの家は、高齢者的心身の休養と健康の増進を図るための活動拠点として、また趣味、教養、レクリエーション活動を通じて地域における高齢者相互の親睦を図る場、憩いの場として、市内13か所に設置されています。

現状・課題

高齢者の休養と交流の場として一定の利用はあるものの、利用者数は減少傾向にあります。また、施設の老朽化や利用者の固定化などの問題もあり、施設の在り方を検討する必要があります。

憩いの家の利用実績

(単位:人/年)

区分/年度	24	25	26
西部憩いの家延利用者数	27,132	25,716	26,191
東部憩いの家延利用者数	14,599	13,821	13,581
上記以外の憩いの家(11箇所)延利用者数	2,293	2,049	2,040

計画

高齢者の多様なニーズに合った活動のための機会や場として、活用の促進を図ります。

憩いの家の利用見込み

(単位:人/年)

区分/年度	27	28	29
西部憩いの家延利用者数	27,000	27,000	27,000
東部憩いの家延利用者数	14,000	14,000	14,000
上記以外の憩いの家(11箇所)延利用者数	2,100	2,100	2,100

エ 三島温泉健康交流施設「ゆーぱーく光」の活用促進

三島温泉健康交流施設は、市保有の三島温泉の泉源を活用し、市民の「健」「憩」「交」をコンセプトにつくられた温泉施設です。平成24年10月のオープン以来、多くの方に利用され、入浴や憩いの場としてだけでなく、健康教室やウォーキング等の開催も行われています。

今後も、市民福祉の向上と健康増進を図るとともに、地域の交流拠点やまちの活性化につながるよう施設の積極的な活用を図ります。

参考

三島温泉健康交流施設来館状況

区分/年度	24	25
来館者数（延人数）	46,862人	96,889人

(3) 敬老事業

ア 敬老行事

敬老の日を中心に高齢者に対し敬老の意を表し、長寿を祝うための関係行事を積極的に推進し、老人福祉の増進や毎年の参加を目標とすることによる健康長寿への意識向上等を目的とした事業です。

現状・課題

現在、70歳以上の方を対象に各地区で祝いの行事が開催されていますが、高齢化に伴う対象者の増加に対し、参加率が伸びていないため、事業内容の見直しや参加率向上に向けた取組みが必要です。

敬老行事の実績

区分/年度	24	25	26
参 加 率	14.7%	14.3%	15.0%

計画

内容の工夫や見直しを図り、より多くの高齢者の参加につながるような行事の開催に向けて取り組みます。

敬老行事の見込み

区分/年度	27	28	29
参 加 率	15.5%	16.0%	16.5%

イ 長寿者祝品支給

88歳・99歳の節目を迎える高齢者及び100歳以上の高齢者に、祝品として市内共通商品券を支給することで敬老の意を表し、高齢者の外出の機会の提供と福祉の増進を図ります。

現状・課題

商品券の利用率は例年97～99%と非常に高く、対象となる高齢者だけでなく、商品券が利用できる地元の商店などからも喜ばれています。

長寿者祝品支給の実績

(単位:人/年)

区分/年度	24	25	26
支 給 対 象 者 数	397	363	363

計 画

高齢者の外出の機会の提供と福祉の増進を図るため、引き続き継続していきます。

長寿者祝品支給の見込み

(単位:人/年)

区分/年度	27	28	29
支 給 対 象 者 数	390	460	520



2 社会参加と就労促進

高齢者の社会参加は、生きがいづくりや介護予防となることはもとより、高齢者自らが持つ能力を地域に還元することで、地域の活性化にもつながります。

高齢者が、これまでの人生で培ってきた豊かな知識と経験、技術を活かし、地域を支える担い手として何らかの形で継続的に社会と関わりを持ち、主体的に取組みができるよう、活動の場や機会の提供、人材育成及び情報提供等による社会参加の促進、充実を図ります。

(1) 社会参加の促進

ア 老人クラブ活動の支援

老人クラブは、地域を基盤とした高齢者の自主的団体として、生きがいや健康づくり、高齢者相互の支え合い、社会奉仕等を行い、地域間や世代間の交流を深め、地域に根ざした活動を行っています。老人クラブの活動は、地域における様々な問題に対応したものであり、特に地域の見守り活動においては重要な役割を担っています。

現状・課題

団塊の世代が高齢期を迎えるなか、組織・団体活動に関心を示さない高齢者が増加傾向にあり、全国的に老人クラブの会員数は減少傾向にあります。

本市においては、平成24年度から平成26年度にかけては大幅な減少はありませんでしたが、平成21年度の会員数4,203人と比較すると453人減少しており、高齢者人口の伸びを考えた場合、やはり減少傾向といえます。

老人クラブが担う高齢者の「互助」の機能は、今後の高齢社会を支える重要な役割であり、高齢者の加入促進や組織の活性化に向けた対応が必要です。

老人クラブ会員数の実績		(各年度4月1日現在)		
区分/年度	会員数 (単位クラブ数)	24	25	26
		3,770人 (67クラブ)	3,770人 (67クラブ)	3,750人 (67クラブ)

計 画

会員の増加を目指した取組みへの支援を行うとともに、地域と連携した高齢者への見守りや清掃などの奉仕活動等、地域社会へ貢献する老人クラブ活動を引き続き支援します。

老人クラブ会員数の見込み

区分/年度	27	28	29
会 員 数 (単位クラブ数)	3,880人 (67クラブ)	4,000人 (67クラブ)	4,100人 (67クラブ)

イ ボランティア活動の支援

ボランティア活動などの社会的な活動は、目的や活動内容が明確であるため、高齢者でも気軽に参加できる活動であり、高齢者の介護予防や孤立化防止においても有効といえます。

日常生活圏域ニーズ調査において、22.3%の人が「ボランティアのグループに参加している」と回答しています。また、光市ボランティアセンターへの個人登録者数の約5割近くは65歳以上の高齢者という状況です。

元気な高齢者に地域社会の担い手としてボランティア活動に積極的に参加してもらうためには、参加したい活動に出会うことができるよう、ボランティア活動のコーディネート機能の強化を図るとともに、情報提供、誘いかけなどの実施により、ボランティア活動に関心があるにも関わらず、そのきっかけや機会がないといった高齢者に対し、活動参加への結び付けを行い、一層の参加促進及び地域活動・ボランティア活動への支援を行います。

参 考

ボランティアの登録状況

(平成26年3月31日現在)

区 分	登 錄 数
団 体 (会 員 数)	37団体(1,045人)
個 人 登 錄 者	156人(うち65歳以上87人)
合 計 (人)	1,201人

※団体登録は、光市ボランティア連絡協議会加入団体数、個人登録は、光市ボランティアセンター登録者数

(2) 就労の促進

ア シルバー人材センターの支援

シルバー人材センターは、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の規定に基づき、高齢者に対する就業の機会を確保するために積極的な活動を行っています。

少子高齢化の進行や共働き世帯の増加により、福祉・家事援助サービスや子育て支援サービスをはじめ多岐にわたる分野において就業ニーズの増大が見込まれる中で、シルバー人材センターの果たす役割はますます重要となることから、本市では、公益社団法人光市シルバー人材センターが行う就業ニーズの把握や掘り起こし、さらには会員の増強に向けた取組みを引き続き支援します。

参考

光市シルバー人材センターの状況

区分/年度	24	25
会 員 数	696 人	667 人
就 業 実 人 員	588 人	581 人
就 業 延 人 員	54,588 人	56,380 人

イ 起業活動・就労支援

年齢に関係なく、地域で起業を目指す市民に対して、起業に際しての相談や起業後に活用できる各種支援策や融資制度の紹介等の情報提供を行う体制を整えます。

また、高齢者自身が持つ豊かな知識と経験、技術を活かし、地域で働くことができる機会の確保を図るために、ハローワーク等との連携や、事業者に対する高齢者の雇用促進を図るための取組みを検討します。

3 健康づくりの推進

豊かで充実した人生を送るには、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間である「健康寿命」を延ばすことが大切であり、そのためには、日頃から「自分の健康は自分で守る」という生涯を通じた市民一人ひとりの健康づくりの意識と実践が必要です。

本市では、光市健康増進計画「光すこやか21」と光市食育推進計画「光ぱくぱく食19」に基づき、食事・心の健康・運動をキーワードに、個人・家庭・地域・関係団体・学校・職場・行政が一体となって健康づくり・食育推進に取り組んでいます。

特に、高齢者の健康の保持増進のためには、疾病予防、認知症予防、運動器の機能低下予防等への取組みを推進するとともに、高齢者が自主的に活動することが重要です。

健康寿命の延伸という目標を目指し、若い世代から高齢期世代まで、市民の健康意識の向上を図り、様々な角度から生涯を通じた健康づくりを支援します。

(1) 身体の健康づくりの推進

ア 骨粗鬆症検診

骨粗鬆症検診は、40・45・50・55・60・65・70歳の女性を対象として実施し、骨粗鬆症の早期発見・早期治療・予防の啓発を図り、転倒骨折などで要支援・要介護状態となることを予防します。

現状・課題

受診者は、計画値を下回って推移しています。
検診の重要性についての啓発活動に努め、受診者数の増加を図ることが必要です。

骨粗鬆症検診の実績

(単位:人/年)

区分/年度		24	25	26
受 診 者 数	第5期計画値	200	210	220
	実 績	153	134	116
	対 計 画 比	76.5%	63.8%	52.7%

計画

検診の重要性について啓発強化を図り、受診者の増加を目指します。また、健康教育、健康相談事業等との連携により、骨粗鬆症予防に向けた正しい知識の普及・啓発に努めます。

骨粗鬆症検診の見込み

(単位:人/年)

区分/年度	27	28	29
受 診 者 数	150	160	170

イ 歯周疾患検診

歯周疾患検診は、40・50・60・70歳を対象として実施しており、歯の喪失原因である歯周疾患の早期発見・早期治療を図るとともに、口腔衛生に関する正しい知識の普及を行うことにより、壮年期からの歯の健康についての認識と自覚の高揚を図るものです。

現状・課題

平成22年度より医療機関委託の個別検診を実施していますが、受診者は減少傾向となっています。

歯周疾患検診の実績

(単位:人/年)

区分/年度	24	25	26	
受 診 者 数	第5期計画値	180	190	200
	実 績	127	77	70
	対 計 画 比	70.6%	40.5%	35.0%

計画

歯の健康相談や口腔機能向上講演会等における歯周疾患予防の啓発や、歯科医師会との連携を更に強化することで、受診者の増加を図ります。

歯周疾患検診の見込み

(単位:人/年)

区分/年度	27	28	29
受 診 者 数	75	80	85

ウ 光のあるくロードウォーキングラリー

誰でも手軽に取り組め、運動習慣を獲得できるスポーツとして、ウォーキングを推進します。

ウォーキングの啓発として、地図上で全国を旅し、目標を立てて歩数を記録する「光のあるくロードマップ」を使ったウォーキングラリーを実施しています。

現状・課題

ウォーキングラリーは、ウォーキングを継続するためのよい励みとなっていますが、新規の登録者数が伸び悩んでいます。

光のあるくロードウォーキングラリーの実績

(単位:人/年)

区分/年度		24	25	26
登録者数	新規登録者数	11	21	17
	累計	619	640	657

計画

「光のあるくロードウォーキングラリー」、「ウォーキングの効用」等の普及啓発に努め、新規登録者数を増やすことで、誰でも取り組める運動の推進を図ります。

光のあるくロードウォーキングラリーの見込み

(単位:人/年)

区分/年度		27	28	29
登録者数	新規登録者数	20	25	30
	累計	677	702	732

エ 予防接種

予防接種法に基づき、65歳以上の高齢者を対象に、インフルエンザ及び高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施しています。疾病の感染・発症予防はもとより、重症化予防、まん延予防を図ります。

現状・課題

インフルエンザ予防接種は、対象者の約55%の方が接種されています。また、平成26年10月から「高齢者の肺炎球菌感染症予防接種」が定期接種となり、接種率の向上を図る必要があります。

インフルエンザ予防接種の実績 (単位:人/年)

区分/年度		24	25	26
接種者数	対象者数	15,225	16,640	16,963
	実績	8,704	9,200	9,200
	接種率	57.2%	55.3%	54.2%

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の実績 (単位:人/年)

区分/年度		24	25	26
接種者数	対象者数	—	—	3,860
	実績	—	—	2,900
	接種率	—	—	75.1%

計画

予防接種の重要性を高齢者にわかりやすい方法で啓発し、接種率向上に努めます。

インフルエンザ予防接種の見込み (単位:人/年)

区分/年度		27	28	29
接種者数	9,250	9,300	9,350	

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種の見込み (単位:人/年)

区分/年度		27	28	29
接種者数	3,000	3,050	3,300	

オ 体力・運動能力調査

体力測定の数値から、自身の体力レベルを算出し、全国平均値と比較することで、現在の体力レベルを知ることができます。

調査の実施により、自身の体力の現状を再認識し、今後の健康・体力づくりそして生活習慣を見直す良いきっかけとなっているだけでなく、高齢者については介護予防の面からも有効であり、継続して実施していきます。

参考

体力・運動能力調査実施状況

区分/年度	24	25	26
参 加 者 数 (65 歳 以 上)	25 人	28 人	26 人
男	9 人	9 人	11 人
女	16 人	19 人	15 人

はり・きゅう施術費助成

高齢者の生活と心身の安定を図るとともに、健康増進を目的とし、はり・きゅう施術費の一部を助成しています。

参考

はり・きゅう施術費助成の状況

区分/年度	24	25	26
利 用 人 数	734 人	820 人	885 人
利 用 件 数	2,847 件	3,498 件	4,130 件

(2) 心の健康づくりの推進

ア こころの体温計

平成 25 年 5 月より、携帯電話やスマートフォンを使って気軽にメンタルヘルスチェックができ、相談窓口の情報を入手できる「こころの体温計」を導入しています。

現状・課題

平成 25 年度は初年度ということもあり、多くの方がアクセスされましたが、2年目にあたる平成 26 年度の総アクセス数は伸び悩んでいます。総アクセス数のうち、市民からのアクセスは 50% 程度です。

こころの体温計の実績

(単位:件/年)

区分/年度	24	25	26
総 ア ク セ ス 数	—	203, 585	40, 024
市 民 ア ク セ ス 数	—	105, 337	23, 166

計画

引き続き、自らがこころの不調に早期に気づき、適切な相談を受けることができるよう、事業の周知に努めます。

こころの体温計の見込み

(単位:件/年)

区分/年度	27	28	29
総 ア ク セ ス 数	51, 000	52, 000	53, 000
市 民 ア ク セ ス 数	26, 000	27, 000	28, 000

イ 癒しのカウンセリング

心の悩みを持つものの医療機関にかかっていない人を対象に、月に 2 回、臨床心理士による「癒しのカウンセリング」を実施し、相談を受けています。

現状・課題

高齢者は、老化による身体・知的機能の低下や配偶者や知人等との死別、定年退職による社会的役割の喪失など、こころの変調をきたしやすい状況にあることから、地域包括支援センターと連携を図りながら、相談窓口として「癒しのカウンセリング」の啓発

を推進する必要があります。

癒しのカウンセリングの実績 (単位:人/年)

区分/年度	24	25	26
利 用 者 数	27	23	16

計 画

「癒しのカウンセリング」の啓発に努め、高齢者のこころの不調に対応し、適切な機関等につなげていきます。

癒しのカウンセリングの見込み (単位:人/年)

区分/年度	27	28	29
利 用 者 数	25	30	35

ウ ゲートキーパーの養成

「自殺対策緊急強化事業」として、自殺危機の早期発見、早期対処のため、相談支援者の確保を図ることを目的に、ゲートキーパー養成を行っています。

現 状・課 題

受講者として、学校教員をはじめ市役所職員や地区社会福祉協議会福祉員等に声かけすることで、年々受講者数は増加しています。

今後、受講者が実際にゲートキーパーとして地域で活躍できるよう、支援方法を検討する必要があります。

ゲートキーパー養成の実績 (単位:人/年)

区分/年度	24	25	26
養 成 講 座 延 受 講 者 数	173	435	699

計 画

地域で、自殺危機にある人をサポートするために、多くの市民に受講してもらい、見守りの体制づくりに努めます。

ゲートキーパー養成の見込み (単位:人/年)

区分/年度	27	28	29
養 成 講 座 受 講 者 数	250	280	300

第2節 生活支援関連事業の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、介護予防や健康づくりの推進とともに、在宅生活を支援するサービスや住環境及び地域の生活環境の整備も重要です。自立した生活に不安のある高齢者の在宅生活を支援するサービスの充実を図り、安全で快適な日常生活環境の整備を促進します。

1 生活支援体制の整備

高齢者の地域における生活を支えていくため、介護保険サービスのみならず、高齢者の状況に応じた生活支援サービスを展開します。

(1) 在宅生活の支援

ア 寝具乾燥消毒サービス事業

老衰、障害、疾病等の理由により、寝具類の衛生管理が困難な在宅の寝たきり高齢者や重度障害者に対して寝具類の乾燥・消毒を行っています。感染症予防など衛生保持が図られるため、疾病防止に効果が高いサービスです。

現状・課題

利用実績は、各年度における計画値200人/年に対し、平成24年度で125人/年、平成25年度で114人/年、平成26年度で102人/年と一定の利用はありますが、計画値を下回りました。

対象者が限定されるため利用率が高いとは言えませんが、生活衛生の保持や疾病予防に一定の役割を果たす有効性の高い事業であり、継続実施が必要と考えます。

寝具乾燥消毒サービス事業の実績

(単位:人/年)

区分/年度		24	25	26
延 利 用 者 数	第5期計画値	200	200	200
	実 績	125	114	102
	対 計 画 比	62.5%	57.0%	51.0%

計 画

今後、利用者数の推移等を検証しながら、効果的な事業のあり方について検討を進めます。

寝具乾燥消毒サービス事業の見込み

(単位:人／年)

区分/年度	27	28	29
延 利 用 者 数	200	200	200

イ 牛島憩いの家デイサービスセンター事業

牛島の在宅要援護高齢者等に対し、通所によるサービスを提供することにより、自立した生活の援助、心身機能の向上等を図るとともに、その家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的としたサービスです。

現 状・課 題

利用実績は、各年度における計画値1,375人/年に対し、平成24年度で1,451人/年、平成25年度で1,317人/年、平成26年度で1,397人/年とほぼ計画値どおりに推移していますが、人口の減少とともに高齢化が進んでおり、利用者の固定化が課題となっています。

牛島憩いの家デイサービスセンター事業の実績

(単位:人／年)

区分/年度	24	25	26	
延 利 用 者 数	第5期計画値	1,375	1,375	1,375
	実 績	1,451	1,317	1,397
	対 計 画 比	105.5%	95.8%	101.6%

計 画

離島において介護予防機能を提供する施設として設置しており、今後もサービスの安定的な提供に努めます。

また、牛島のさらなる高齢化が予想される中で、高齢者ニーズ等の実態把握に努め、保健・医療・福祉など総合的な視点から、事業内容や運営手法についても検討を進めます。

牛島憩いの家デイサービスセンター事業の見込み

(単位:人／年)

区分/年度	27	28	29
延 利 用 者 数	1,400	1,400	1,400

ウ 訪問理美容サービス事業

在宅で寝たきり、障害、傷病等のため理美容院に出向くことが困難な高齢者等の居宅へ訪問し理美容のサービスを提供します。

現状・課題

利用実績は、平成24年度で計画値11人/年に対し11人/年、平成25年度で計画値10人/年に対し7人/年、平成26年度で計画値10人/年に対し4人/年と利用者は減少していますが、清潔で快適な生活の継続を図るとともに、生活の質の向上を図るうえで有効なサービスです。

利用者が希望する店舗の利用ができ、希望の施術が受けられることなどから、継続的な利用が見込まれますが、新規の利用者が少ないことから、家族や関係機関等に対しての利用促進が必要です。

訪問理美容サービス事業の実績

(単位:人、回/年)

区分/年度		24	25	26
利 用 者 数	第5期計画値	11	10	10
	実 績	11	7	4
	対 計 画 比	100.0%	70.0%	40.0%
延 利 用 回 数	第5期計画値	33	30	30
	実 績	31	27	14
	対 計 画 比	93.9%	90.0%	46.7%

計画

家族や介護支援専門員等に事業の周知を図るとともに、より利用しやすいサービスの提供ができるように努めます。

訪問理美容サービス事業の見込み

(単位:人、回/年)

区分/年度		27	28	29
利 用 者 数	11	11	11	11
延 利 用 回 数	33	33	33	33

エ 日常生活用具給付サービス事業

概ね 65 歳以上の要援護高齢者及びひとり暮らし高齢者に対し、電磁調理器、火災警報器及び自動消火器の日常生活用具を給付することにより、高齢者の在宅生活の援助を行うサービスです。

現状・課題

給付実績は、各年度における計画値 4 人/年に対し、平成24年度及び平成25年度は 1 人/年、平成26年度は 0 人/年と利用が低迷していますが、火の扱いに不安のある高齢者への電磁調理器の給付や火災の拡大を防ぐ火災警報器及び自動消火器の給付は、安心した在宅生活を継続するために重要であることから、必要とする対象者への適切な利用促進が求められています。

日常生活用具給付サービス事業の実績

(単位:人/年)

区分/年度		24	25	26
給付者数	第5期計画値	4	4	4
	実績	1	1	0
	対計画比	25.0%	25.0%	0.0%

計画

認知症又は寝たきり等の要援護高齢者やひとり暮らし高齢者の在宅での日常生活上の便宜を図る上では重要な事業であることから、必要なサービスが必要な方に届くよう、民生委員・児童委員や介護支援専門員等と協力し、サービスの普及啓発に努めます。

日常生活用具給付サービス事業の見込み

(単位:人/年)

区分/年度		27	28	29
給付者数	4	4	4	

オ 緊急通報体制整備事業

虚弱なひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を貸与又は給付することで、急病、災害等の緊急時に迅速かつ適切な対応を図るとともに、健康等に関する相談に応じる事により、在宅で安心安全な生活の継続ができるよう支援を行う事業です。

現状・課題

実績は、平成24年度で計画値350台/年に対し340台/年、平成25年度で計画値375台/年に対し366台/年、平成26年度で計画値400台/年に対し390台/年と計画値には達していませんが、緊急時には必要な対応が取られることから、利用者は増加傾向となっており、高齢者の安心な生活につながっています。

緊急通報体制整備事業の実績

(単位:台/年)

区分/年度		24	25	26
緊急通報装置 設置台数	第5期計画値	350	375	400
	実績	340	366	390
	対計画比	97.1%	97.6%	97.5%

計画

高齢化の進行に加えて、ひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中、高齢者の在宅生活の安全と安心を確保するため、引き続き利用促進に努めます。

また、技術革新等による新たなサービスの有効性などについても調査し、導入に向けた検討をします。

緊急通報体制整備事業の見込み

(単位:台/年)

区分/年度		27	28	29
緊急通報装置設置台数		410	430	450

力 ふれあい訪問収集

分解や運搬が困難な粗大ごみ等の戸別収集をしています。高齢者をはじめとして、広く市民にご利用いただいており、今後も継続して実施していきます。

参考

ふれあい訪問収集実施状況

区分/年度		24	25
利 用 世 帯 数		426世帯	530世帯
利 用 件 数		1,051件	1,286件

キ 牛島診療所の医療機能の確保

牛島診療所は、離島における生活の安心と健康の維持に重要な役割を果たしているため、引き続き診療体制を維持し、医療機能の確保に努めます。



(2) 移動・外出支援

ア 在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業

在宅の寝たきり高齢者に対し、リフト付きタクシーを利用する際の料金の一部を助成することにより、外出等の日常生活の利便性の向上や生活圏の拡大を図り、社会参加の促進を目指す事業です。

現状・課題

利用実績は、平成24年度は計画値2人/年に対し3人/年ですが、平成25年度で計画値2人/年に対し0人/年、平成26年度で計画値3人/年に対し1人/年と計画値を下回りましたが、移動が困難な在宅の寝たきり高齢者の外出支援として、継続実施が必要です。

在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業の実績

(単位:人、件/年)

区分/年度		24	25	26
利 用 者 数	第5期計画値	2	2	3
	実 績	3	0	1
	対 計 画 比	150.0%	0.0%	33.3%
延 利 用 件 数	第5期計画値	4	4	6
	実 績	19	0	3
	対 計 画 比	475.0%	0.0%	50.0%

計画

一般の交通機関を利用することが困難な方の外出支援として、引き続き利用普及に努めます。

また、民間事業者による地域での移送サービスの整備状況や利用実態等を考慮し、今後の方向性について検討を行います。

在宅寝たきり老人リフト付きタクシー助成事業の見込み

(単位:人、件/年)

区分/年度		27	28	29
利 用 者 数		5	5	5
延 利 用 件 数		10	10	10

イ 移動外出等の支援

高齢者の自立した生活と、閉じこもり防止を図るため、外出支援や買い物支援に取り組みます。

ボランティア等による外出支援サービスの検討や、買い物が困難で支援が必要な高齢者に対し、民間事業者等による商品の宅配や移動販売等のサービスが適切に提供できる仕組みづくりについて検討します。

ウ 牛島における救急搬送体制の確保

離島における緊急時の救急搬送体制を守るために、関係機関等との連携と協力のもと、高齢者の容態に応じて、渡航船や漁船を活用するとともに、ドクターへリ等も含めた搬送体制の確保に努めます。

2 日常生活環境の整備

高齢者が住み慣れた家庭や地域で安心して暮らすことができるよう、またできるだけ自立した生活が継続できるよう、住宅改修の支援等により、生活の基盤となる住まいの快適な環境づくりを進めるとともに、住宅施策との連携を図りながら、高齢者一人ひとりの身体の状況に合わせた住まいの提案に取り組みます。

また、高齢者や障害者をはじめ、全ての人々が、安全かつ快適に生活し、自由に外出できるよう日常生活環境の整備を促進します。

(1) 住環境の整備

ア 住宅改修への支援

日常生活圏域ニーズ調査において、介護・介助が必要となった要因のひとつとして、「転倒・骨折」が挙げられています。自宅内のわずかな段差により思わぬ事故を引き起こし要支援・要介護状態になる前に、段差解消や手すりの取り付け等の住宅改修に取り組むことは、介護予防の面からも大変有効です。

そのためには、個々の利用者の身体的状態や家族支援の状況に合わせた改修への的確な助言が必要となることから、地域包括支援センターや在宅介護支援センターを窓口として、関連機関との調整を行い、必要に応じて理学療法士や保健師、介護支援専門員、建築技術職員などと連携を図り、総合的な助言を行います。

イ 高齢者対応の公営住宅の整備

高齢者が居住する住まいにおいて、バリアフリー対応が整った住宅の割合は、依然低く、特に借家でバリアフリー対応が整った住宅が立ち遅れている状況となっています。

市営住宅においても、高齢者や障害者に対応した住戸が少なく、住宅内に階段がある住戸が多いなど、高齢者等の安定居住には十分といえない状況にあります。

このため、今後の住宅の建替えについては、高齢者や障害者など誰もが安心し

て生活できるよう、スロープによる段差の解消や手すりの設置など、バリアフリー化を進めるとともに、入居者の世帯構成に適合した住戸の型別供給など、住宅ニーズを考慮した住宅整備に努めます。

また、高齢者対応されていない住戸については、高齢者等が加齢による一定の身体機能の低下等が生じた場合にも、そのまま安心して住み続けることができるよう、日常生活の安全性を確保するため、福祉対応型改善の実施について検討します。

参考

高齢者の有無別世帯割合

高齢者単身世帯	高齢者夫婦世帯	その他高齢者のいる世帯	高齢者のいない世帯
23.9%	8.0%	12.7%	55.4%

資料：光市営住宅等長寿命化計画(平成24年3月)

ウ 高齢者の居住ニーズへの対応

日常生活圏域ニーズ調査の回答では、本市の高齢者の生活基盤の約9割は、一戸建ての持ち家となっています。また、約5割の高齢者が、可能な限り自宅で生活を続けたいと願っています。

しかしながら、高齢者一人ひとりの身体の状況や生活環境等に併せて住まいを見直すことも必要なため、適切な住まいの提案と情報提供に努めます。

(2) 生活環境の整備

ア ユニバーサルデザインのまちづくり

年齢や障害の有無などにかかわらず、誰もが安心してともに生活できる地域づくりを目標に、建物、道路、公園など公共施設についてユニバーサルデザインの理念に基づいた整備を進めます。また、多くの市民が集まる民間の施設に関するも、人にやさしいまちづくりとしてユニバーサルデザインの普及啓発に努め、人にやさしいまちづくりを推進します。

イ 公園整備と緑化の推進

都市空間を形成している公園や緑地は、暮らしに潤いと安らぎを与えるオープンスペースであるとともに、スポーツ・レクリエーションの場や、市民の交流の場あるいは災害時の避難場所になるなど様々な役割があります。高齢者が多様な趣味活動や世代間の交流を進め、いきいきとした高齢期を過ごすためにも重要な役割を果たしています。

公園や緑地の整備にあたっては、高齢者の憩いと安心の確保も含め、人にやさしく快適で潤いのある生活環境の創出に努めます。

第3節 地域における支援体制の充実

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすためには、高齢者を地域で支え、適切な支援に結びつけることが必要です。そのためには、地域の様々な社会資源と連携したネットワークの構築が重要です。

高齢者の相談窓口の充実や地域による相互の助け合いの強化、防災・防犯・安全対策に取り組み、地域における高齢者の支援体制の充実を図ります。

1 相談体制の充実

地域包括支援センターを中心として、市内4か所に設置している在宅介護支援センターを活用し、地域に暮らす高齢者に関する様々な相談に包括的に対応可能な、いわゆるワンストップ相談窓口としての体制を構築します。

また、消費生活センターや社会福祉協議会等との連携により、高齢者を総合的に支える総合支援体制を構築します。

(1) 市民生活相談

日常生活で生じる様々な問題や心配事などの相談を、社会福祉協議会や消費生活センター等で実施しています。高齢者が困ったときにいつでも相談できる体制の整備に努めます。

区分	相談窓口	相談受付体制
なんでも相談	社会福祉協議会	窓口、電話、FAX等により福祉、介護機器、心配ごと、ボランティア活動等、社会福祉協議会職員がいつでも相談に応じる。
心配ごと相談	社会福祉協議会	日常生活上生じる心配ごとの相談に民生委員・児童委員が応じる。
市民相談	市役所（生活安全課・消費生活センター）	市政に対する市民の様々な声（要望や苦情等）や日常生活で生じる様々な問題（消費生活等）について、相談に応じる。

(2) 専門相談

弁護士、人権擁護委員、行政相談委員など専門的な指導助言が必要なときに、気軽に相談できる相談窓口を設けています。多様化する高齢者の相談ごとに、関係機関が相互に連携を図り、包括的に対応できる体制整備に努めます。

区分	相談窓口	相談受付体制
総合福祉相談	総合福祉センターあいぱーく光 ○高齢者支援課 ○健康増進課	保健師・看護師・社会福祉士・臨床心理士等の有資格者が、それぞれの問題について随時相談に応じる。
健 康 相 談		保健師・管理栄養士・歯科衛生士等により、相談指導を行う。
人 権 相 談	市役所（人権推進課）	月3回人権擁護委員により人権に関する相談を行う。
行 政 相 談	市役所（生活安全課）	月2回行政相談委員により、国の仕事などに関する相談を行う。
地域福祉権利擁護事業	社会福祉協議会	認知症高齢者など判断力が十分でない、不安のある方が、地域で安心して生活できるよう、契約に基づき必要な手続き等の支援を行うとともに、必要に応じて、成年後見制度と連携を図る。
生涯現役相談	社会福祉協議会	概ね60歳以上を対象に、能力の開発や向上を図るために、各種の相談に応じるとともに、各人に応じた就労機会の確保及び積極的な参加が可能になるよう情報の提供を行う。
無料法律相談	市役所（生活安全課） 社会福祉協議会	市役所において年4回、社会福祉協議会において年2回実施する。 相続・不動産・損害賠償・債権債務・労働関係・財産権・涉外・貸借・訴訟などの法律上の問題に関する相談に弁護士が応じる。
生活困窮者自立支援事業	社会福祉協議会	生活困窮者に対して、就労その他の自立に関する相談支援を行う。

2 市民相互で支え合う地域福祉の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心した暮らしを継続していくためには、様々な高齢者支援サービスに加えて、地域生活を支援する相互の助け合いが不可欠となります。

こうした中、本市では、平成23年度に社会福祉協議会と共同で策定した「光市地域福祉計画・光市地域福祉活動計画」に基づき、行政と社会福祉協議会が適切な役割分担と連携を進めるとともに、各地域の自治組織や民生委員児童委員協議会、さらには老人クラブや各種ボランティアなどと連携のもと、地域福祉活動のより効果的な展開を図ります。

(1) 社会福祉協議会との連携・協働

本市が目指す地域包括ケアシステムでは、地域との絆、連携による「自助」「互助」「共助」及び「公助」の役割分担と有機的な連動のもと、地域や関係機関、行政が一体となって支援することができる体制を整えることとしています。

社会福祉協議会は、地域福祉を推進する立場として在宅福祉事業を実施し、地区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会とも常時連携を図っていること、地域ボランティア活動の母体となっていること、住民参加型の地域福祉サービスを推進していることなどからしても、本システムの中で重要な役割を果たします。

また、社会福祉協議会が持つ地域推進力は、行政と並ぶ重要な位置付けとなるため、今後ますます多様化する市民ニーズに沿った事業ができるよう、より一層の連携強化を図ります。

(2) 民生委員児童委員協議会との連携

民生委員児童委員協議会は、6地区で122名の委員により、市民の多様な相談や保健福祉サービスに関する取りまとめなど、行政や関係機関の手の届かない部分で市民とのつながりを持つ重要な役目を果たしています。特に、ひとり暮らし高齢者や災害時要援護者のいる世帯については、個々の家庭の状況把握から相談・支援に

至るまで、高齢者等の在宅生活を支える核として、様々な活動が行われています。

今後も、民生委員・児童委員活動の充実に向け、各地区で開催される民生委員児童委員協議会に行政や社会福祉協議会職員などが参加し、相互連携の強化を図ります。

(3) 要援護高齢者家族会等への支援

要援護高齢者の家族会は、定期的に自主的な会合を開き、介護に関する情報交換等により、お互いが励まし合いながら相互の親睦を深める会であり、家族介護者の精神的な負担軽減にも大きく寄与しています。

家族会に関する情報の収集や介護に関する情報提供を通して家族会への支援を展開し、新たな会の立ち上げへの協力や、家族会としての経験がより社会に還元されるよう支援を行うとともに、認知症対策などへの提言を受けることにより、より効果的な事業の展開に活かしていきます。

(4) ボランティア・NPO活動の促進

高齢者の地域におけるニーズに対応し、地域生活を支援していくためには、ボランティアやNPOの果たす役割は大きく、特に、地域における元気な高齢者は、その担い手として大きく期待されており、活動への参加を促すとともに、担い手としての育成・支援を図ります。

また、ボランティア活動等を促進するため、ボランティアセンターを中心として、地域の福祉団体や地域組織等と連携し、より充実した活動に向けた研修や情報提供を行うとともに、サービスを提供する側と支援を受ける高齢者との調整を図るコーディネート機能を充実させ、ボランティア、NPOの継続的な活動を支援します。

3 防災・安全対策の推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して安全に暮らしていくためには、高齢者を災害から守るための支援や、事故や犯罪、消費者被害等の日常生活における様々な被害から高齢者の生命や財産を守ることが重要です。

高齢者の交通安全対策を推進するとともに、災害時の支援体制及び地域防犯体制において関係機関等と連携した安全なまちづくりを推進します。

(1) 災害時要援護高齢者の支援

ア 災害時要援護者登録の推進

近年の地震、台風、水害等様々な災害時において、自力で迅速な避難ができないひとり暮らし高齢者などへの支援体制の構築が課題となっています。

こうした災害時の要援護者支援対策として、自力で避難することが困難で支援を必要とする方々を把握し、災害時要援護者名簿の作成・整理、活用を行い、民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織等地域での助け合いの仕組みづくりを推進します。

現状・課題

災害時要援護高齢者の登録状況は、平成24年度の690人から、平成25年度で792人、平成26年度で818人と年々増加しており、防災意識の向上が伺えます。

災害時要援護高齢者の登録実績 (単位:人/年)

区分/年度	24	25	26
対象者	3,412	3,460	3,611
登録者数	690	792	818
登録率	20.2%	22.9%	22.7%

計画

引き続き防災担当所管等関係機関や民生委員児童委員協議会との連携のもと、登録率の向上と支援者の確保に向けて取り組みます。

また、平成24年に要援護者台帳のシステム化も完了し、防災担当所管等関係機関との登録情報を共有したことから、総合的な支援体制づくりを進めます。

災害時要援護高齢者の登録見込み

区分/年度	27	28	29
登録率	24.0%	25.0%	26.0%

イ 自主防災組織の支援

災害に対処するためには、市をはじめとする防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防、応急活動を行うことが必要であることから、住民相互の助け合いの精神に基づく、地域住民による自主防災組織の設立支援と育成強化に取り組んでいます。

参 考**自主防災組織の状況**

区分/年度	24	25
組織数	64 团体	77 团体
組織率	72.9%	78.2%

(2) 交通安全対策

ア 高齢者交通安全教室等の開催

高齢化の進展及びひとり暮らしや高齢者のみの世帯の増加に伴い、高齢者ドライバーも増加しており、高齢者が当事者（加害者を含む。）となる事故についての比率が増加傾向にあります。

高齢者の加齢にともなう身体機能や判断力の低下に対して、安全性の確保や事故防止に向けた交通安全対策は重要なことから、光警察署や関係機関の協力のもと、高齢者が関与する交通事故の特性についての分析を行うとともに、交通安全運動や交通安全教室を利用した交通安全意識の普及活動を推進します。

参考

光市内における交通事故死傷者数の推移

区分/年度	24	25
交 通 事 故 死 傷 者 数	230 人	250 人
うち 65歳以上 高齢者負傷者数	56 人	57 人
うち 65歳以上 高齢者死者数	0 人	0 人

イ 運転卒業証制度の推進

運転卒業証制度（運転免許証の自主返納制度）は、加齢に伴う身体機能や判断力の低下により、運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許証の返納を申請することができる制度です。

運転免許の有効期間中に返納の申請をすると、協賛企業・団体に提示することで各種割引が利用できる「運転卒業証」と「運転卒業者サポート手帳」、また追加の手続きにより有効期限に制限がなく身分証明書として活用できる「運転経歴証明書」が交付されます。

高齢ドライバーの交通事故防止のための環境づくりのためにも、制度の周知に努めます。

(3) 防犯・消費者問題対策

ア 防犯対策

近年、高齢者を狙った窃盗、詐欺などの犯罪の増加に加え、消費者トラブルの増加及び悪質化が社会問題となっており、ひとり暮らしや高齢者のみの世帯を狙った「空き巣」「ひったくり」「振り込め詐欺」などの犯罪や「悪質な訪問販売や電話勧誘」などのトラブルは、高齢化の進展とともにその割合が増加し続けています。

この背景には、様々な注意喚起が高齢者自身に届いていなかったり、悪質事業者が次々と新たな手口で勧誘をすることなどが考えられます。さらには、だまされたことに気付きにくい、被害に遭っても誰にも相談しない、被害に遭っているという認識を有しないケースは、一度被害に遭った者が、二次被害に遭ってしまうというケースを生じています。

犯罪や消費者トラブルの多くは、鍵をかけない無防備な状況や、自分には関係ないと思う無関心さにつけこまれたものや、日頃からのコミュニケーション不足による一人暮らしの高齢者につけこんだものです。

こうした高齢者被害の未然防止のため、光警察署をはじめ、自治会や民生委員児童委員協議会などの関係機関との協力のもと、地域における高齢者の見守り体制の構築を図り、住民の主体的な参加による地域防犯体制の充実に努めます。併せて、消費者問題に関する相談や出前講座による消費者意識の向上に努めます。

イ 消費生活センター

光市消費生活センターでは、消費生活相談員が、商品やサービスの契約トラブルなど消費生活に関する相談を受け付け、相談者と共に考え、解決に向けたお手伝いをしています。また、消費者相談ダイヤルの設置により、問題に迅速に対応し、被害拡大の防止に努めています。

さらに、消費者自身が被害を防止し解決できるよう、市広報及びホームページ

等で最新の情報を提供するとともに、高齢者や見守りの方を対象とした「消費者トラブル予防」の出前講座を開催するなど、消費者トラブルの未然防止に努めています。

今後も、消費者トラブルを抱えた市民が安心して相談できる窓口として、より一層周知を図ります。

参 考

平成25年度光市消費生活センター相談受付状況

区分	男	女	計
相談件数(団体を除く)	121件	213件	334件
うち 60歳代	32人 (26.4%)	48人 (22.5%)	80人 (24.0%)
うち 70歳以上	37人 (30.6%)	82人 (38.5%)	119人 (35.6%)

※()は構成比